

# 石綿対策の規制が変わりました

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

\* 下線部が改正事項



### 石綿飛散の危険性

高

低

#### レベル1建材



#### レベル2建材



けい酸カルシウム板第1種(破碎時)  
仕上塗材(電動工具での除去時)

#### レベル3建材



計画届の提出\*14日前まで  
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象)

#### ■事前調査の実施

- \* 調査方法を明確化
- \* 資格者による調査
- 調査結果の3年保存、現場への備え付け

#### ■作業計画の作成

- 作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

#### ■掲示

- 作業時に建材を湿潤な状態にする
- マスク等の使用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育の実施
- 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・変更時の点検
- 作業前・作業中断時の負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

#### 作業場所の隔離

## [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1建材のみ) 計画届の提出

(レベル2建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検